

令和2年度第4回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 令和3年3月23日(火)
午後6時30分～7時30分
場 所 石狩市役所5階 第1委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和3年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要について(報告)
 - (2) 石狩市国民健康保険税条例の一部改正について(報告)
- 4 その他
- 5 閉 会

出席者(8名)

副会長	築 田 敏 彦	委 員	堀 内 秀 和
委 員	久保田 陽 子	委 員	町 口 知 子
委 員	我 妻 浩 治	委 員	高 松 雄一郎
委 員	清 水 康 博	委 員	藤 井 裕 康

事務局(6名)

健康推進担当部長	上 田 均	国民健康保険課長	東 薫
納税課長	糸 尾 博 樹	賦課・資格担当主査	寺 嶋 英 樹
給付担当主査	南 部 美 奈	給付担当	鈴 木 こよ美

傍聴者 0名

《令和２年度第４回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（１８：３０）

○事務局（東課長）

本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

それでは定刻となりましたので、ただいまから「令和２年度第４回石狩市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

はじめに、内田会長におかれましては、急遽ご欠席のご連絡をいただいたところです。このため、本日の会議は、石狩市国民健康保険運営協議会規則第４条の規定に基づき、築田副会長に議長を務めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の出席状況についてですが、石狩市国民健康保険条例第２条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第５条第２項の規定に基づき、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、西本委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

次に、本日の資料について確認をさせていただきます。

資料は、会議次第のほか、

資料１「令和３年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」

資料２「石狩市国民健康保険税条例の一部改正」をお送りしております。

お手元に無いようでしたら、事務局までお申し出願います。

また、本日皆様の机上に、今年度の第１回から第３回までの会議録を配布しております。

本来であれば、会議録確定後に委員の皆様にお送りすべきでしたが、事務手続きが漏れておりましたので、本日配布させていただきました。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、築田副会長から一言ごあいさつをいただいた後、議事に入っていただきたいと思います。

築田副会長、よろしくお願いいたします。

○築田副会長

こんばんは。

年度末の何かとお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、内田会長の代理として、本日の議長を務めさせていただきます。

本日の議題は報告案件となっておりますが、今任期中最後の会議となりますので、委員の皆様におかれましては、活発なご発言をお願いいたします。

それでは、早速ですが本日の議題に入ります。

はじめに、「令和３年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」について、事務局から報告願います。

○事務局（南部主査）

それでは、私から「令和３年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」についてご説明いたします。

資料については、事前にお配りしております資料１、１ページをご覧ください。

はじめに、被保険者の状況であります。

表は、各年度の平均を記載しておりますが、令和２年度については、昨年１２月末時点の数値を、令和

3年度については、推計値を記載しております。

令和3年度の世帯数は8,101世帯と見込んでおり、令和2年度と比べますと273世帯減少しております。

被保険者数は12,605人を見込んでおり、令和2年度と比べますと349人の減少となっております。

被保険者の状況は、表をみてわかりますとおり、年々減少している状況となっております、主な要因は後期高齢者医療制度への移行となっております。

次に、予算案の内容についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

令和3年度の歳入予算は、5つの款で構成されており、その合計は72億4,188万円で、前年度に比べ2億7,288万円の増となりました。

それでは、歳入の状況について款ごとに説明させていただきます。

1款、国民健康保険税であります、予算額は10億6,092万2千円で、前年度に比べ1,604万2千円の減となりました。

先ほど被保険者の状況にてご説明したとおり、被保険者の減少により予算額の減少となったところであります。

次に2款、道支出金であります。

予算額は55億2,383万1千円で、前年度に比べ2億8,988万4千円の増となりました。

保険給付費等交付金は、普通交付金と特別交付金の2つに分かれており、普通交付金は、後ほど歳出の方でご説明いたします、保険給付費の全額が交付されるものであります。

一方、特別交付金は、市に直接現金が交付される補助金について計上しており、保険者努力支援分、特別調整交付金分（市町村向け）、北海道繰入金（2号分）、特定健診等負担金の4つの項目において交付され、その内訳につきましては記載のとおりとなっております。

次に、3款、財産収入であります。

利子及び配当金として1万円を計上しております。

これは、国保事業会計で保有する基金の利息を収納する科目となっております、現在、基金の現在高は7,270万9,422円で、定期預金にして運用管理を行っております。

続きまして3ページ、4款、繰入金であります。

予算額は6億5,289万7千円で、前年度に比べ44万2千円の減となっております。

他会計繰入金は一般会計からの繰入金ですが、法定内繰入金につきましては項目に変更はなく、それぞれ積算し計上したところであります。

また、法定外繰入金ですが、令和2年度と同様に赤字補填は受けず、保健事業にかかる一般会計負担分を受けることとして予算を計上しております。

最後に5款、諸収入ですが、予算額は422万円で、前年度に比べ52万円の減となりました。

項目は、延滞金、預金利子、雑入とありますが、過去の実績などを勘案し減と見積もったところであります。

歳入予算については以上となります。

続いて4ページに移りまして、歳出の状況となります。

令和3年度の歳出予算は、10の款で構成されております。

歳出合計も歳入と同様に、72億4,188万円となり、前年度に比べ2億7,288万円の増となっております。

それでは、歳出の状況について款ごとに説明させていただきます。

はじめに1款、総務費についてであります、予算額は1億7,729万1千円となり、前年度と比較して16万2千円の減となりました。

総務管理費においては、職員の異動による人件費分の増加、また、徴税費では、職員の異動による人件費分が減少しております。

また、医療費適正化特別対策事業費であります。令和2年度から継続の事業に加え、新たに実施する事業により、前年度に比べ若干増加しております。その事業内容についてご説明させていただきます。

多くの薬を服用する多剤服薬、同じ効能の薬を重複して服用する重複服薬についてですが、これらは複数の医療機関から薬剤の処方を受けることによって、処方薬の種類が増え、結果、薬を飲みすぎることによって副作用や有害な事象を引き起こすことをいいます。また、この事象は一般的に高齢になるにつれて増加すると言われております。そのため令和3年度から、多剤・重複服薬についてわかりやすく解説したリーフレットを全世帯に配布し、適正服薬の啓発を行います。これにより被保険者の健康推進ならびに医療費の削減を目指すこととし、その経費として37万6千円を計上しております。

その他の事業については前年と同様に、医療費通知を被保険者の健康意識や医療費に対する認識を深めることを目的とし、年6回行います。

ジェネリック医薬品の普及促進につきましては、すでに国が目標とする普及率を達成しておりますが、引き続き保険証やお薬手帳に貼り付けできる希望シールを7月の保険証更新時に配布するほか、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担の差額が一定額以上となる方を対象に、差額通知を年5回実施する予定であります。

その他、前年度に引き続き、レセプト点検や柔道整復療養費支給申請書の点検・調査、第三者行為に係る保険給付費の求償事務などを外部委託により実施し、医療費の適正化に努めてまいります。

一方、収納率向上特別対策事業費においては前年度比52万1千円の増となったところであり、主な要因は人件費の増となっております。

続きまして5ページ、2款、保険給付費についてであります。

予算額は53億9,913万円となり、前年度と比較して2億7,484万円の増となりました。

被保険者数は減少しているものの一人あたりの医療費は年々増加しており、加えて保険給付費の高い70歳以上の被保険者の数が増加していることから、保険給付費は増となっております。

なお、保険給付費につきましては、道支出金である保険給付費等交付金のうち普通交付金として、全額交付されることになります。

次に3款、国民健康保険事業費納付金であります。

予算額は15億5,387万1千円となり、前年度と比較して973万2千円の減となりました。

これは、被保険者数の減少により納付金の基礎額が6,000万円減少しておりますが、一方で控除財源である激変緩和措置額が5,000万円減少したことにより、納付金全体としては微減となったところであります。

次に4款、共同事業拠出金であります。

予算額は5千円で、前年度と同額を計上しております。

次は5款、財政安定化基金拠出金であります。

予算額は8千円で、前年度と比較して2千円の増となっております。

次に6ページをご覧ください。

6款、保健事業費であります。予算額は6,581万円で、前年度と比較して142万3千円の減となっております。

特定健康診査等事業費では、被保険者数の減少に伴い特定健診委託料は1,705万3千円と前年度に比べ減となったところであります。また、特定健診委託料の令和2年度の決算見込み額は1,180万円となっており、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響が大きく現れた結果と推測しております。特定健診の受診は疾病の早期発見・早期治療、医療費抑制につながることから、令和2年度と同様に40歳以上の被保険者を対象に特定健診を実施し、被保険者の健康保持増進に努めてまいります。

また、通院中の方を対象に、かかりつけ医から特定健診必須項目のデータ提供を受ける情報提供事業についてですが、健康意識等に関するアンケート調査結果から、「定期的な通院をしているため特定健診を受診しない」との回答が多く見られたことから、令和3年度については被保険者への周知だけではなく、かかりつけ医に対しても情報提供事業への協力を求めながら、実施したいと考えております。

特定保健指導事業では、引き続き、対象者へ情報提供、動機づけ支援、積極的支援といった特定保健指導を実施し、生活習慣の改善につなげてまいります。

保健事業費では、前年度と比べ17万1千円増加したところでありますが、新たな取り組みといたしまして、複数の医療機関から6種類以上の薬剤を14日以上処方されている被保険者に対し、個別に服薬情報通知を送付し、医師ならびに薬剤師への服薬指導及び服薬管理を促し、適正服薬を推進してまいります。先ほど医療費適正化のところでご説明しました、全被保険者世帯に配布する多剤・重複服薬に関するリーフレットとあわせて、被保険者の健康推進ならびに医療費の削減に努めてまいります。

また、データヘルス推進事業として、被保険者の健康保持増進を図るためデータヘルス計画に基づき、特定健診未受診者に対する受診勧奨事業や糖尿病性腎症重症化予防事業など、生活習慣病予防・重症化予防といった被保険者の特徴や健康課題を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を、2年度と同様実施してまいります。

さらには、ドック事業としまして、40歳以上の被保険者を対象に、人間ドック（定員200名）、脳ドック（定員700名）の助成事業を引き続き実施します。

ドック検査委託料につきましては、前年度と同額で計上しており、人間ドックにつきましては389万円で、令和2年度の決算見込額は313万円となっております。また、脳ドックにつきましては1022万円を計上しており、令和2年度の決算見込額は804万円となっております。両ドック検査とも予算額を大きく下回る決算見込みとなっており、特定健診と同様にコロナウイルス感染症による受診控えが影響した結果と推測しております。ドック検査の実施につきましては、疾病の早期発見・早期治療、医療費抑制につながることから、引き続き検査を実施し、被保険者の健康維持・増進に努めてまいります。

次に、7款、基金積立金であります。

国民健康保険事業運営基金積立金については、前年度と同額の1万円を計上しております。

次に8款、公債費であります。

国保事業会計では累積赤字があるため資金不足が生じており、毎年一時借入を行っておりますが、これに対する利子であり、予算額では70万円を計上しており、2年度の実績額から前年度より30万円の減としております。

次に9款、諸支出金であります。予算額は4,205万5千円で、前年度と比較して965万5千円の増となりました。

主な要因は浜益国保診療所への繰出金を、対前年度987万5千円増で計上していることによるものです。増加の理由といたしましては、昨年度に交付金の算定方法に誤りがあることが判明し、その算定を正しく行った結果、2年度の当初予算に比べ増となったところであります。

最後に10款、予備費であります。前年度と同額の300万円となっております。

以上で、令和3年度予算の概要についての説明を終わります。

○築田副会長

意見等につきましては、事前に照会させていただいたところですが、久保田委員から意見の提出がありましたので、改めてご発言いただきたいと思います。

○久保田委員

過去5年間にわたり、毎年被保険者が減少し、更にコロナの終息の目途が立たないことによる所得の減少等により、市の財政を運営されている職員の皆様の御苦労はいかばかりかとお察し申し上げます。

このような状況の中、令和3年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要等を拝見し、納得いた

しました。質疑等はございません。

そして、これからも石狩市の運営に携わってくださる職員の皆様に「ご苦勞様です」と申し上げたいです。

○築田副会長

そのほかの委員の方で、質疑がありましたらお願いいたします

他になければ、「令和3年度石狩市国民健康保険事業特別会計予算の概要」についての報告と質疑を終わります。続きまして、議題の2番目「石狩市国民健康保険税条例の一部改正」について、事務局から報告願います。

○事務局（寺嶋主査）

私からは、令和3年第1回石狩市議会定例会へ提案し、先週の3月19日に議決されました「石狩市国民健康保険税条例」の一部改正についてご説明いたします。

資料2をご覧ください。

国民健康保険税条例の一部改正につきましては、大きく2つの内容により改正を行っております。

1つ目は、課税限度額の改正となります。①の表をご覧ください。

課税限度額の改正につきましては、令和2年8月27日開催の本運営協議会に諮問し、委員の皆様にご審議をいただいたところであります。

改正内容につきましては、令和2年9月3日付けで答申いただいた内容を踏まえ、記載のとおり基礎課税分（医療保険分）の課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金分の課税限度額を16万円から17万円に改正を行ったものであります。

2つ目は、保険税の軽減判定基準の改正となります。

フリーランスなど様々な働き方に対応して働き方改革を後押しする観点から、令和3年1月1日から個人所得課税が見直しとなっております。

②の上段の点線で囲んでいる部分をご覧ください。

個人所得課税の見直しは、個人住民税の基礎控除額が現行の33万円から43万円に引き上げられるとともに、給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げとなります。

国民健康保険税には、低所得世帯の税負担の軽減を図るため、加入世帯の所得や人数により均等割及び平等割を7割、5割、2割と軽減する措置があります。

今回の個人所得課税の見直しにより、国保の軽減措置に影響や不利益が及ばないよう、国において法律改正が行われたことから、本市についても国の改正内容に沿って、軽減対象世帯の所得基準、算定式を見直す規定を整備したものであります。

②の下段の表をご覧ください。

7割軽減の現行の対象は、世帯の所得の合計額が33万円以下となっておりますが、改正後については、表の右側に記載のとおり、世帯の所得の合計額が現行の33万円から10万円引き上がり、43万円となるとともに、現行の軽減基準の算定式に「給与所得者等の数から1を引いた数」に10万円を乗じた金額が加わる内容の算定式に見直しとなります。

また、表の5割軽減、2割軽減についても同様の内容で規定を整備したものであります。

なお、この度の軽減対象世帯の所得基準、算定式の見直しによりまして、令和3年度以降も、現行と同じ水準で軽減判定が行われるということになります。

次に、施行年月日についてであります。

①の課税限度額の改正については、令和3年4月1日から施行、②の保険税の減額の対象となる所得基準の改正につきましては、公布の日から施行することとしております。

私からは、以上です。

○築田副会長

意見等につきましては事前に照会をさせていただいたところですが、西本委員から質疑の提出がありました。

本日、西本委員は欠席ですので、事務局で代読のうえ、回答をお願いします。

○事務局（東課長）

私の方で読み上げさせていただきます。

「石狩市国民健康保険税条例の一部改正」についての質問です。

改正後、これまでの各々の軽減対象世帯のうち、どのくらいの世帯が、軽減割合変更または対象外となる見込みでしょうか。ということでご質問をいただいております。

○事務局（寺嶋主査）

私の方から西本委員の条例改正に対する質問についてお答えします。

改正後において軽減割合の変更、または対象外になる世帯がどのくらいあるかというご質問でございますが、結論から申し上げますと、改正によりまして軽減割合が変更になることや、軽減の対象から外れるようなことはありません。先ほど資料の中でもご説明させていただきましたとおり、今回の改正につきましては、個人所得課税の見直し、国保の軽減措置に影響や不利益が及ばないように、現行の軽減対象の所得基準算定式を見直す規定を整備したものであります。令和3年度以降も現行と同じ水準で軽減が行われることになります。

○築田副会長

西本委員の質問に答えていただきましたが、皆さんから質問はありませんか。他になれば、「石狩市国民健康保険税条例の一部改正」についての報告と質疑を終わります。

その他、事務局から何かございますか。

○事務局（東課長）

私から委員の皆様の任期等についてお知らせいたします。

本運営協議会委員の任期につきましては、本年5月末日までとなっております。

今後、任期中の会議を予定しておりませんので、本日が最後の開催となります。

次期の委員につきましては、4月下旬に各団体へ委員のご推薦を依頼する予定となっており、また、公募の委員につきましては、4月1日から1ヶ月間、市の広報誌やホームページで募集することとなっておりますことをご報告いたします。

○事務局（上田部長）

最後に私から一言お礼を申し上げます。

平成30年6月から運営協議会の委員をお願いいたしまして、本日が任期中最後の会議となりますが、委員の皆様におかれましては、国保事業の都道府県単位化という大きな節目の年にご就任いただき、この間、保険税率の改定や累積赤字の解消など、毎年、国保事業の根幹に関わる重要案件をご審議いただきました。多くのご意見やご指摘をいただきましたことに、心より感謝を申し上げます。

今後も医療費の適正化や保健事業の推進、これらに着実に取り組むとともに、これまでいただきました貴重なご意見をもとに、職員一同、国民健康保険事業の安定運営に努めてまいりたいと存じます。

大変ありがとうございました。

○築田副会長

それでは、これにて令和2年度第4回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

皆様ありがとうございました。

閉会（19:30）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3 年 5 月 6 日

会 長

内田 博

